PRIMO GHD

第6回
定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年11月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：9時30分）

開催場所

東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
2階 「桜の間」

議決権行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後5時まで

目 次

招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類
- 第１号議案 資本金の額の減少（減資）の件 5
- 第２号議案 資本準備金の額の減少の件 6
- 第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 7
- 第４号議案 監査等委員である取締役１名選任の件 11

事業報告 …… 14
連結計算書類 …… 33
計算書類 …… 35
監査報告書 …… 37

プリモグローバルホールディングス株式会社

証券コード：367A

証券コード 367A
(発送日) 2026年11月11日
(電子提供措置の開始日) 2026年11月4日

株主の皆様へ

東京都中央区銀座５丁目12－５
プリモグローバルホールディングス株式会社
代表取締役社長 澤野 直樹

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことを、ここにご通知いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第６回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.primoghd.co.jp/ir/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年11月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時 （開場午前9時半）

2．場　　所　東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット銀座東武ホテル2階 「桜の間」

3．株主総会の目的事項

【報告事項】

1．第６期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第６期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

第１号議案　資本金の額の減少（減資）の件

第２号議案　資本準備金の額の減少の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

・業務の適正を確保するための体制
・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
・連結持分変動計算書
・連結注記表
・株主資本等変動計算書
・個別注記表

議決権行使方法についてのご案内

書面の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）にご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

書面の郵送による議決権行使期限　**2026年11月25日（水曜日）午後５時到着分まで**

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使



当社指定の、議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。
インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

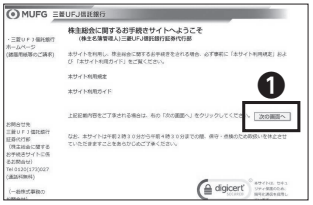
電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限　**2026年11月25日（水曜日）午後５時入力分まで**

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

■郵送（書面）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
■インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

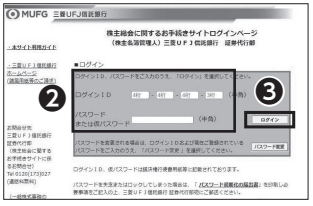
パソコンの場合のアクセス手順



議決権行使ウェブサイトにアクセス
https://evote.tr.mufg.jp/

❶**「次の画面へ」**をクリック

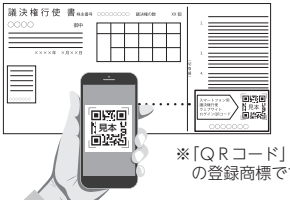
ログインする



❷お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**を入力

❸**「ログイン」**をクリック

スマートフォンの場合のアクセス手順



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

❶QRコードを読み取る
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

❷議決権行使方法を選び、各議案の賛否を選択



以降、画面の案内に沿ってお進みください。

■ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（1）インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
（2）議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
（3）インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
本サイトでの議決権行使に関するパソコンまたはスマートフォンの操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。
電話 0120－173－027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　資本金の額の減少（減資）の件

当社の資本金の額を次のとおり減少することについて、ご承認をお願いするものであります。資本金の額の減少により、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

（1）減少する資本金の額

当社が発行している第２回A種新株予約権又は第２回B種新株予約権のいずれか又は両方が、2026年９月１日から2027年８月31日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金について、会社法第447条第１項の規定に基づき、増加した分の資本金の額と同額を減少させることにより、資本金の額の減少の効力発生日における最終的な資本金の額を100,000,000円といたします。

なお、本決議による資本金の額の減少の効力発生は、上記期間中に第２回A種新株予約権又は第2回B種新株予約権のいずれか又は両方が行使されることを条件といたします。

（2）資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

（3）今後の日程

定時株主総会決議日　2026年11月26日
減資の効力発生日　　2027年8月31日

第２号議案　資本準備金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保するため、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

(1) 減少する資本準備金の額
資本準備金4,500,942,523円のうち、4,475,942,523円

(2) 減少後の資本準備金の額
25,000,000円

(3) その他資本剰余金とする額
4,475,942,523円

(4) 効力発生日
2027年１月15日(予定)

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となることから、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	保有株式
1	澤野　直樹 (1971年10月９日生)	再　任	代表取締役社長	155,785株
2	藤江　秀一 (1978年８月２日生)	再　任	取締役	56,651株
3	鹿子木　光 (1964年６月11日生)	新　任 社　外 独　立	―	－株

候補者番号 1

澤野（さわの） 直樹（なおき）

再任

生年月日　1971年10月9日



所有する当社の株式の数	155,785株
取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	5年10か月
取締役会への出席状況	100%（17回/17回）

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年 9月	プリモ・ジャパン株式会社 監査役
2002年12月	同 取締役 兼 ブランドインテグレーション事業本部長
2004年 6月	同 代表取締役社長
2007年 5月	Primo Diamond Taiwan Inc. 董事
2011年 9月	Primo Diamond Hong Kong Ltd. 董事長（現任）
2014年 7月	Primo Diamond Taiwan Inc. 董事長（現任）
2015年11月	Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. 董事長（現任）
2019年 4月	Kuno Primo Co.,Ltd. 董事
2021年 1月	当社 代表取締役社長（現任）
2022年 2月	Primo Diamond Singapore Pte. Ltd. Director（現任）
2022年 8月	プリモ・ジャパン株式会社 取締役（現任）
2022年 9月	Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. 董事長 総経理
2026年 6月	Primo Diamond Malaysia Sdn. Bhd.　Director（現任）

■ 監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社及びグループ会社において創業期より長年にわたり代表取締役を務め、国内の店舗拡大や積極的な海外展開で、当社のビジネスモデルを確立させました。またコロナ禍で状況が激変した2022年にはプリモ上海の総経理を兼務し、海外の実情を自ら把握した上で経営を指揮してまいりました。

培われた高い見識と豊富な経験から代表取締役を歴任しており、今後も、経営全般を統括する役割を適切に果たし、当グループの企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

なお、本株主総会でご選任いただいた場合、代表取締役社長に就任予定であります。

候補者番号 2

藤江 秀一（ふじえ しゅういち）

再 任

生年月日 1978年8月2日



所有する当社の株式の数	56,651株
取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	5年10か月
取締役会への出席状況	100%（17回/17回）

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001 年 4月	プリモ・ジャパン株式会社入社
2009 年12月	同 取締役
2015 年11月	Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. 董事総経理
2018 年 8月	Primo Diamond Hong Kong Ltd. 董事（現任）
2021 年 1月	当社 取締役（現任）
2022 年 9月	プリモ・ジャパン株式会社代表取締役社長（現任）
2022 年 9月	Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. 董事(現任)
2026 年 6月	Primo Diamond Malaysia Sdn. Bhd. Director（現任）

■ 監査等委員でない取締役候補者とした理由

大学卒業後、プリモ・ジャパン株式会社に入社。同社にて店舗経験、戦略部、人事部等の要職を経て取締役に就任。取締役営業本部長として組織体制の整備及び強化に貢献し、プリモ・ジャパンの成長を牽引してまいりました。

また2015年にはプリモ上海立ち上げのために出向し2022年までの約7年間、プリモ上海董事総経理として、中国大陸での事業拡大に貢献しました。

その経験を当社の持続的な成長に活かし当社グループをさらに発展させるべく引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

鹿子木 光（かのこぎ ひかり）

独立 | 社外 | 新任

生年月日　1964年6月11日



所有する当社の株式の数	ー株
取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	ー年ー か月
取締役会への出席状況	ー%（ー回/ー回）

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 6月	日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社（現PwCコンサルティング合同会社） 東京オフィス　入社
1995年 8月	Booz Allen &Hamilton Inc.（現Booz Allen Hamilton Inc.） シカゴオフィス　消費者プラクティス部門　勤務
1999年 1月	ハインツ日本株式会社　ディレクター
2003年 8月	LVJグループ株式会社（現ルイ・ヴィトンジャパン株式会社） ヴァイスプレジデント　ミッド・イーストリージョン
2008年10月	アディダスジャパン株式会社　ディレクター
2012年12月	ジースターインターナショナル株式会社　代表取締役
2012年12月	ジースターリテイルジャパン株式会社　代表取締役
2021年 7月	ジースターインターナショナル株式会社　名誉相談役
2021年 7月	ジースターリテイルジャパン株式会社　名誉相談役
2023年 7月	株式会社グラニフ　社外取締役
2024年 9月	株式会社アイスタイル　取締役（現任）

■ 監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

国内外の企業において経営企画、人事及び事業運営の要職を歴任するとともに、ラグジュアリーブランド及びリテール事業のマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有しております。

当社グループがブランド価値の向上及びグローバル展開を推進する中、同氏には消費者視点に立ったブランド戦略、店舗運営及び人材マネジメントに関する知見を活かし、中長期的な企業価値向上に向けた助言及び監督を行っていただくことを期待するとともに、これらの経験及び知見を当社経営に活かしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

（注）1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．鹿子木光氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。
3．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関して行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役中西純子氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となることから、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

また本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

なかにし　じゅんこ
中西 純子

独立　社外　再任

生年月日　1967年５月21日



所有する当社の株式の数	一株
取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	２年
取締役会への出席状況	100%（17回/17回）

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1991 年　4月 オリックス株式会社　入社
2014 年　7月 オリックス・アセットマネジメント株式会社　出向　取締役常務執行役員
2017 年　1月 オリックス株式会社　理事・投融資管理本部　副本部長
2018 年　5月 オリックス銀行株式会社　出向
2019 年　3月 同　執行役員
2024 年　6月 一般財団法人日本リハネスゴルフ協会　理事
2024 年 11月 当社　社外取締役監査等委員（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、金融機関において長年にわたり財務、リスク管理、コンプライアンス、IR及び経営管理業務に携わるとともに、上場REIT運営会社及び銀行子会社において役員を歴任するなど、財務・リスク管理・コンプライアンス分野における豊富な実務経験と専門的知見に加え、企業経営及びサステナビリティ推進に関する幅広い見識を有しております。監査等委員である社外取締役就任以来、独立した客観的な立場から当社経営に対する適切な監督及び助言を行っており、その職責を十分に果たしております。当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向け、引き続きその知見を活かした監督機能及び助言機能の発揮を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中西純子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 中西純子氏の当社監査等委員である社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
4. 当社は、中西純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関して行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。候補者の選任が承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

（ご参考）
スキル・マトリックス

氏名	澤野 直樹	藤江 秀一	鹿子木 光	香田 拓	伊藤 章子	中西 純子
	代表 取締役社長	取締役	社外 取締役	取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員
企業経営	●	●	●			
グローバル経験	●	●	●			
戦略/営業/ マーケティング	●	●	●			
人財戦略	●	●	●			
ファイナンス/ 税務/会計				●	●	●
ガバナンス/ 法務				●	●	●
サステナビリティ ESG	●		●			●

（注） 1. 記載した当社における地位は、第３号及び第４号議案が原案どおり可決された場合の内容を記載しております。
2. 各人の有する全てのスキルを表すものではありません。

以上

第６期事業報告（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年９月１日～2026年８月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に個人消費に持ち直しの動きがみられ、全体として緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇や中東情勢をめぐる動向等が個人消費に及ぼす影響については、引き続き注視が必要な状況となりました。

当社グループが事業を展開するブライダルジュエリー市場におきましては、結婚指輪の購入率が高い水準で安定的に推移する中、平均単価の上昇を背景に市場規模は拡大傾向にあります。また、商品品質やデザインに加えて、ブランドの信頼性や接客サービスの重要性が一層高まっております。

このような事業環境の下、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上収益31,571百万円（前年同期比12.7％増）、営業利益3,903百万円（前年同期比24.6％増）、親会社の所有者に帰属する当期利益2,395百万円（前年同期比34.1％増）となりました。売上収益・営業利益・親会社の所有者に帰属する当期利益は、いずれも過去最高となり、2025年３月に発表した３か年の中期経営計画（2025年８月期～2027年８月期）の売上収益および利益の目標を、１年前倒しで達成しました。

また、当連結会計年度末時点でのグローバル店舗数は136店舗（期首時点は134店舗）となりました。

当連結会計年度において当社グループは、企業理念「最高（プリモ）の夢（おもい）を最高（プリモ）の幸（かたち）に」の実現に向け、高品質なジュエリーと日本流のきめ細やかな接客サービスを強みとして、国内外におけるブランド価値および顧客体験価値の向上に取り組むとともに、海外市場における新規出店の推進により、業績を拡大してまいりました。また、利益面については、プラチナなどの貴金属価格の高騰が売上総利益率の低下要因となりましたが、国内外における商品価格の段階的な見直しおよび「LAZARE DIAMOND（ラザールダイヤモンド）」のダイヤモンド調達権の取得による中間マージンの削減などの原価改善の取り組みにより、売上総利益率は第３四半期を底として回復に転じております。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

（国内事業）

国内事業の当連結会計年度における売上収益は20,236百万円（前年同期比15.3%増）、営業利益は2,916百万円（前年同期比17.1%増）となり、増収増益となりました。商品価格の見直しにより客単価が上昇したことに加え、客数も堅調に推移したことにより、売上収益が伸長しました。また、「LAZARE DIAMOND」ブランドについては、ポップアップイベント「DIAMOND CAFE」の開催や、ファッションメディア・SNSでのプロモーションを強化するなどの新たな顧客接点の創出により、全店舗において過去最高の売上収益となりました。

商品面では、「I-PRIMO（アイプリモ）」および「LAZARE DIAMOND」両ブランドにおける新作の発表に加え、婚約指輪に使用するダイヤモンドについて、当社グループが求める高い品質基準をプロダクション工程から監修した「PRIMO QUALITY DIAMOND」や、独自の「着け心地メソッド」を採用した軽やかな着け心地の商品、独自組成の新素材である「ペールブラウンゴールド」を使用した商品など、オリジナリティのある付加価値商品も、引き続き多くのお客様からご支持をいただきました。

（海外事業）

海外事業の売上収益は11,336百万円（前年同期比8.4%増）、営業利益は986百万円（前年同期比53.9%増）となり、増収増益となりました。海外事業比率は、売上収益において35.9%、営業利益において25.3%となりました。日本で培った商品品質、接客サービスおよび店舗運営のノウハウを活用するとともに、新規出店や現地に最適化したプロモーションにより、ブランド認知および価値の向上に取り組みました。

中国本土においては、6月に中国本土の主要都市である深セン市に3号店となる「I-PRIMO Shenzhen Bay MixC Store」を出店しました。また、7月には2016年に上海市への1号店を出店してから10周年を迎えました。通期業績は2期連続の増収増益となり、当社グループの海外事業を牽引しております。

東南アジアにおいては、シンガポールに続く新たな進出先として、マレーシアに1号店となる「I-PRIMO SEIBU The Exchange TRX」を出店しました。引き続き東南アジア市場での事業基盤の構築を進めております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2026年４月24日付で総額1,400百万円の金融機関からの融資による資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2025年３月に発表した３か年の中期経営計画において、国内外の市場における収益力の強化と海外事業の成長基盤構築を推進し、2026年８月期に2027年８月期の売上収益および利益の目標を、１年前倒しで達成しております。
これを受け、2026年10月15日に、2027年８月期から2029年８月期までの３年間を計画期間とする中期経営計画「PRIMO Beyond 2029」を発表いたしました。新中期経営計画では、これまで培ってきたブランド力、顧客基盤、人財及び事業運営力を活かし、３つの重要事業戦略により売上収益を拡大するとともに、財務・資本戦略及び経営基盤戦略により資本効率と収益基盤を強化することで、持続的な企業成長と企業価値の向上を目指してまいります。具体的には、以下の課題に取り組んでまいります。

① グローバル戦略

当社グループは、国内で培った商品品質、接客サービス及び店舗運営のノウハウを活かし、アジアを中心とした海外展開を加速してまいります。特に、中国本土及び東南アジアを重点市場として店舗網を拡大し、新たなお客様を獲得するとともに、各市場の地域特性や顧客ニーズに応じて、ブランド、マーケティング、店舗展開、販売オペレーション及び人財面の現地競争力を高めてまいります。また、現地人財の採用・育成及び経営管理体制の整備を進め、各地域において自律的かつ持続的な成長を実現できる事業基盤の強化に取り組んでまいります。

② マルチブランド戦略

当社グループは、「I-PRIMO」及び「LAZARE DIAMOND」を中心に、各ブランドの特徴を活かしたブランド価値の向上に取り組んでまいります。また、各ブランドの特徴を起点として、お客様への提供価値と利用シーンを拡大するとともに、海外市場においては、提携契約に基づくブランド展開を活用し、新たな顧客層の獲得を図ってまいります。

③　ライフパートナー戦略

当社グループは、ブライダルジュエリーのご購入を起点として、お客様との長期的な関係を構築していくことを重要な課題と認識しております。CRMを活用して購入後も続く顧客接点を拡大するとともに、アフターサービスの充実や、記念日、ライフイベントに応じた商品・サービスの提案を通じて、お客様一人ひとりとの関係を深め、LTVの最大化を図ってまいります。

④　人財・経営基盤の強化

当社グループは、グローバルでの事業成長を支える人財の確保・育成と、全社員が能力を発揮し、継続的に活躍できる環境の整備を一体的に推進してまいります。また、経営戦略と人財戦略のつながりを意識したKPIの設定及び各種施策を推進するとともに、独自の人財育成プログラムやDX・AIの活用を通じて、事業運営の効率化、接客リソースの増加、マーケティングの高度化及び人財育成の充実を図り、持続的な成長を支える経営基盤の強化に取り組んでまいります。

⑤　財務・資本戦略

当社グループは、事業成長により創出するキャッシュを活用し、成長投資と株主還元を両立する資本効率経営を推進してまいります。国内外における新規出店等の成長投資を進めるとともに、M&Aについても機会に応じて機動的に実施してまいります。また、財務規律を維持しつつ、配当及び自己株式取得による株主還元を実施することにより、資本収益性と財務健全性の両立を図り、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分＼期別		第３期 2023年８月期	第４期 2024年８月期	第５期 2025年８月期	**第６期(当期) 2026年８月期**
売上収益	(百万円)	23,471	24,900	28,002	**31,571**
営業利益	(百万円)	1,360	2,246	3,132	**3,903**
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	878	1,150	1,786	**2,395**
基本的１株当たり当期利益	(円)	100.41	131.55	204.25	**273.23**
資産合計	(百万円)	44,236	45,392	45,949	**50,352**
資本合計	(百万円)	14,390	15,700	18,052	**21,354**
１株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,645.22	1,794.94	2,060.58	**2,372.47**

(注) １．第５期よりIFRS会計基準を適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第３期及び第４期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
２．基本的１株当たり当期利益は期中平均発行済株式総数により、１株当たり親会社所有者帰属持分は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
プリモ・ジャパン株式会社	100百万円	100.0%	ブライダルジュエリー販売事業
Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD.	5,100千米ドル	100.0%	ブライダルジュエリー販売事業
Primo Diamond Taiwan Inc.	70,000千台湾ドル	100.0%	ブライダルジュエリー販売事業

(7) 主要な事業内容

当社の事業内容は、投資業務・金銭の貸付・会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動を支配、管理する業務であります。

当社グループは当社、連結子会社７社（プリモ・ジャパン株式会社、Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD.、Primo Diamond Taiwan Inc.、Primo Diamond Hong Kong Ltd.、Primo Diamond Singapore Pte.Ltd.、Primo Israel Diamonds Ltd.、Primo Diamond Malaysia Sdn. Bhd.)、持分法適用会社１社(Kuno Primo Co.,Ltd.)の計９社で構成されております。持分法適用会社を除く当社グループの事業は「国内事業」と「海外事業」の２つの事業部門に区分しており、各々ブライダルジュエリーの販売と仕入を行っております。当社グループは、「最高（プリモ）の夢（おもい）を最高（プリモ）の幸（かたち）に」という企業理念のもと、ブライダルジュエリーという「商品」を販売することにとどまらず、お客様の「おもい」に寄り添い、一生の記念として「かたち」にすることを事業の柱としております。ブライダルジュエリーは主に婚約指輪と結婚指輪で構成されますが、いずれも人生において重要な節目となる結婚の記念品であることに加えて、高額な商品であるため、多くのお客様は店舗に足を運び、デザインや着け心地、予算等を十分に検討した上で購入されます。なお、当社グループには、自社ブランドの「I-PRIMO（アイプリモ)」と「LAZARE DIAMOND（ラザールダイヤモンド)」、提携ブランドの「K.UNO（ケイ・ウノ)」と「STAR JEWELRY（スタージュエリー)」の４つの取り扱いブランドがありますが、ブランドイメージや商品コンセプト、販売方法、提供価格や各種サービスをそれぞれ差別化することにより、結婚を控えたお客様のさまざまなご要望に対して幅広くアプローチを行っております。

2026年８月末現在、日本国内で87店舗（I-PRIMO 72店舗、LAZARE DIAMOND 15店舗)、海外においては台湾16店舗（I-PRIMO 11店舗、STAR JEWELRY １店舗、K.UNO ４店舗)、香港５店舗（すべてI-PRIMO)、中国本土26店舗（I-PRIMO 24店舗、STAR JEWELRY ２店舗)、シンガポール１店舗（I-PRIMO)、マレーシア１店舗（I-PRIMO）の合計136店舗を運営しております。

(8) 主要な営業所

①当社

本社(東京都中央区)

②連結子会社

プリモ・ジャパン株式会社(東京都中央区)
Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD.(中華人民共和国上海市)
Primo Diamond Taiwan Inc.(中華民国台北市)
Primo Diamond Hong Kong Ltd.(中華人民共和国香港特別行政区)
Primo Diamond Singapore Pte.Ltd.(シンガポール共和国アンソンロード)
Primo Diamond Malaysia Sdn. Bhd.(マレーシアクアラルンプール)
Primo Israel Diamonds Ltd.(イスラエルラマト・ガン)

③持分法適用関連会社

Kuno Primo Co.,Ltd.(中華民国台北市)

(注) Primo Israel Diamonds Ltd.は現在清算申請中であります。

(9) 従業員の状況

①連結会社の状況

事業部門	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
国内事業	727 名	15 名
海外事業	381	11

②提出会社の状況

事業部門	従 業 員 数	前事業年度末比増減
国内事業	4 名	1 名

(注) 従業員数は就業人員であり、他社から当社への出向者及び他社との兼務者を含んでおります。

（10）主要な借入先及び借入額

借　入　先	借　入　残　高
株式会社みずほ銀行	4,340百万円
株式会社三井住友銀行	3,994百万円
株式会社あおぞら銀行	2,506百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,586百万円
株式会社りそな銀行	580百万円
株式会社山陰合同銀行	576百万円
株式会社福岡銀行	280百万円

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 34,980,000株

(2) 発行済株式の総数 8,982,203株

(3) 株主数 7,578名

(4) 大株主

株　　主　　名	持株数	持株比率
インテグラル3号投資事業有限責任組合	1,652,152株	18.39%
MURAKAMI　TAKATERU	857,400株	9.54%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE−AC)	388,540株	4.32%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMINBUS-MARGIN (CASHPB)	383,400株	4.26%
ヨシダ　トモヒロ	264,700株	2.94%
Innovation Alpha L.P.	262,212株	2.91%
インテグラル株式会社	261,014株	2.90%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	244,100株	2.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	230,400株	2.55%
株式会社MI2	195,800株	2.17%

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　称	第２回A種新株予約権	第２回B種新株予約権
新株予約権の数	12,000個	142,942個
保有人数 取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	２名	２名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式12,000株 （新株予約権１個につき１株）	当社普通株式142,942株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の発行価額	無償	有償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,000円	1,000円
新株予約権の行使期間	2026年6月6日から2039年6月4日まで	2026年6月6日から2034年6月4日まで
新株予約権の主な行使条件	(1) 当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。	(1) 新株予約権者は、2024年８月期から2026年８月期に係る当社の連結損益計算書において、いずれかの期のEBITDAが、いずれかの期において33億円以上となった場合、新株予約権を行使することができる。 (2) その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年８月31日現在)

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
澤　野　直　樹	代表取締役	プリモ・ジャパン株式会社　取締役 Primo Diamond Taiwan Inc.　董事長 Primo Diamond Hong Kong Ltd.　董事長 Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD.　董事長 Primo Diamond Singapore Pte. Ltd.　Director Primo Diamond Malaysia Sdn. Bhd.　Director
藤　江　秀　一	取締役	プリモ・ジャパン株式会社　代表取締役社長 Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD.　董事 Primo Diamond Hong Kong Ltd.　董事 Primo Diamond Malaysia Sdn. Bhd.　Director
山　崎　　壯	社外取締役	株式会社アデランス 社外取締役 SDRS株式会社 社外取締役 インテグラル株式会社 パートナー 旭化成メディカル株式会社 社外取締役 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン　社外取締役
香　田　　拓	取締役 (監査等委員)	プリモ・ジャパン株式会社　監査役
伊　藤　章　子	独立社外取締役 (監査等委員)	伊藤章子公認会計士・税理士事務所　代表 合同会社アコット　　代表社員 ペットゴー株式会社　社外取締役（監査等員） 株式会社RevComm　社外監査役 新電元工業株式会社　社外監査役 公益財団法人日本バスケットボール協会　監事
中　西　純　子	独立社外取締役 (監査等委員)	

(注) 1．取締役の山崎壯氏、伊藤章子氏、中西純子氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．取締役（監査等委員）伊藤章子氏の戸籍上の氏名は、浜田章子であります。
3．取締役（監査等委員）伊藤章子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は伊藤章子氏、中西純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 常勤監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、３名の監査等委員の内１名を常勤監査等委員として選定しております。常勤監査等委員は、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告聴取、現場の実査等を行うこととしており、これらの情報を監査等委員全員で共有化することを通じて、監査等委員会における審議を実効的なものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職等であります。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関して行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

なお、当該保険では、取締役等の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為が裁判所等で認定された場合は免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針に関する事項

当社は、2025年11月26日開催の取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる基本方針を改定しており、その内容は以下のとおりであります。

a. 当社の役員報酬は、役位・委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく基本報酬（固定給）と、単年度の組織業績反映分及び個人評価反映分によって構成される業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役はその役割に鑑み、業績連動報酬並びに中長期インセンティブ報酬の対象外とします。

b. 種類別の報酬の割合については、当社と同様の業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、さらに当社の特性、役位・職責等を考慮し、指名報酬委員会において検討します。なお、種類別の報酬の比率は目安として、基本報酬：業績連動報酬＝2：1（目標値を100%達成の場合）とします。また、株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬については、付与が適切と認められる場合に、適切な割合で合理的な時期に付与します。

c. 各取締役の基本報酬は月例の固定金銭報酬とし、個別の報酬額は代表取締役にその決定を

委任します。代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会の答申を得たうえで、上記について決定するものとします。

d. 業績連動報酬は、各事業年度の連結事業利益、連結売上高、連結当期利益を基準とした目標値の達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に現金で支給します。目標値については、各事業年度の利益計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

当社は、当事業年度における指名報酬委員会の審議を経て、2025年11月26日開催の取締役会の承認決議により、当事業年度より業績連動報酬制度を導入することといたしました。業績連動報酬は、中長期的な会社業績に対するインセンティブを高める目的から、以下の算定方法により決定し、賞与として現金で支給することといたします。支給対象者は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）であります。

イ．業績連動報酬（賞与）支給額

基本報酬（月額）× 賞与支給月数

ロ．賞与支給月数

賞与支給月数は、下記(ⅰ)～(ⅲ)を合計したもの（以下、「業績達成係数」という。）を基準に、0.85～1.15の範囲における「階段式」で評価するものといたします（※１）。

(ⅰ) 連結事業利益達成率※２×60%

(ⅱ) 連結売上収益達成率※２×10%

(ⅲ) 連結当期利益達成率※２×30%

※１　業績達成係数と賞与支給月数の対応表

業績達成係数	賞与支給月数
1.15以上	9.0
1.10以上1.15未満	8.0
1.05以上1.10未満	7.0
1.00以上1.05未満	6.0
0.95以上1.00未満	5.0
0.90以上0.95未満	4.0
0.85以上0.90未満	3.0
0.85未満	0.0

※２　達成率＝実績値／目標値

ハ．当事業年度の目標値

科目	目標値
連結売上収益	30,000百万円
連結事業利益※	3,650百万円
連結当期利益	2,170百万円

※ 連結事業利益＝売上収益－売上原価－販売費及び一般管理費

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、2023年11月27日開催の第3回定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち、社外取締役は２名）です。

監査等委員である取締役の報酬等については、2023年11月27日開催の第3回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2026年８月期の取締役の個人別の報酬等の内容の決定においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役の澤野直樹氏が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

委任に関する事項については、指名報酬委員会の答申を受けて、2023年11月27日開催の取締役会の決議をもって決定しております。

その権限の内容は、取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や各役員の担当領域の規模・責任を俯瞰して評価するにあたり、同氏は全体を統制する立場にあり、最も適しているためです。

また、同氏が同業種かつ同規模の他企業や当社の財務状況を踏まえ、各役員の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさを適切に評価した上で取締役の個人別の報酬額が決定されております。その決定に際しては、原案を基に指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、代表取締役社長が具体的内容を決定するものとしております。

④　当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名報酬委員会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、取締役会としてもその内容を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	120百万円 (－)	85百万円 (－)	35百万円 (－)	2名 (－名)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	18百万円 (9百万円)	18百万円 (9百万円)	－	3名 (2名)

(注) 1. 非金銭報酬等による報酬等は実施しておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名でありますが、上記の対象となる役員の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名を除いているためであります。
3. 業績連動報酬の対象者は2名で、報酬委員会の審議を経て当事業年度の業績指標の実績を反映した結果、当事業年度に係る賞与の支給月数は7.0となっております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役の重要な兼職の状況については「重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	山　崎　　壯	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、企業経営に関わる幅広い経験や組織マネジメントについての知見に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、当社取締役会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	伊　藤　章　子	当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会15回全てに出席、また当事業年度開催の指名報酬委員会2回に出席し、当社の業務執行体制について会計面からの適切な監査・監督と経験に基づき、積極的に発言を行ったほか、当社取締役会・監査等委員会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。

社外取締役 (監査等委員)	中　西　純　子	当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会15回全てに出席、また当事業年度開催の指名報酬委員会２回に出席し、金融機関での財務、リスク管理、コンプライアンス、サステナビリティに関する経験に基づき、積極的に発言を行ったほか、当社取締役会・監査等委員会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。

(7)責任限定契約に関する事項

定款には、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、責任限定契約を締結することができる規定はありますが、個々の取締役との締結はしておりません。

5 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、監査時間実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容

該当事項はありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、将来の成長投資と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対する適切な利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、株主還元強化の一環として１株当たりの中間配当を60円、期末配当を60円といたしました。新中期経営計画期間（2027年８月期～2029年８月期）につきましては、将来の事業展開や経営成績及び財政状況等を勘案しつつ、安定的な配当を実施していく方針であります。内部留保資金の使途につきましては、今後事業拡大のための成長投資と予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化に充当していく予定であります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額の表示単位未満の処理につきましては、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益（純損失）については四捨五入し、その他の項目については切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

2026年８月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産）		**（負債）**	
流動資産	**13,391**	**流動負債**	**10,486**
現金及び現金同等物	4,049	営業債務及びその他の債務	1,678
営業債権及びその他の債権	1,926	契約負債	4,041
棚卸資産	7,108	借入金	1,196
その他の金融資産	37	未払法人所得税等	420
その他の流動資産	268	リース負債	1,809
非流動資産	**36,960**	引当金	1
有形固定資産	1,452	その他の流動負債	1,338
のれん	17,843	**非流動負債**	**18,511**
無形資産	11,794	借入金	12,606
使用権資産	3,762	リース負債	2,914
持分法で会計処理されている投資	77	引当金	412
その他の金融資産	1,356	繰延税金負債	2,564
繰延税金資産	664	その他の非流動負債	13
その他の非流動資産	9	**負債合計**	**28,997**
		（資本）	
		資本金	**100**
		資本剰余金	**7,115**
		利益剰余金	**7,230**
		その他の資本の構成要素	**6,908**
		親会社の所有者に帰属する持分合計	**21,354**
		資本合計	**21,354**
資産合計	**50,352**	**負債及び資本合計**	**50,352**

連結損益計算書

2025年9月1日から
2026年8月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	31,571
売上原価	12,415
売上総利益	19,156
販売費及び一般管理費	15,294
その他の収益	156
その他の費用	114
営業利益	3,903
金融収益	95
金融費用	506
持分法による投資損失	32
税引前当期利益	3,460
法人所得税費用	1,064
当期利益	2,395
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,395
当期利益	2,395

計算書類

貸借対照表

2026年8月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**3,459**	**流動負債**	**1,313**
現金及び預金	242	未払金	25
前払費用	12	未払費用	58
関係会社未収入金	169	未払法人税等	1
子会社短期貸付金	3,000	未払消費税等	26
その他流動資産	34	預り金	0
		1年内返済予定の長期借入金	1,199
固定資産	**22,654**	株主優待引当金	1
無形固定資産	**7,533**	**固定負債**	**15,046**
商標権	7,532	長期借入金	12,664
ソフトウェア	1	長期未払金	12
投資その他の資産	**15,120**	繰延税金負債	2,369
関係会社株式	15,118	**負債合計**	**16,360**
長期前払費用	2	**（純資産の部）**	
		株主資本	**9,709**
		資本金	**100**
		資本剰余金	**7,115**
		資本準備金	4,500
		その他資本剰余金	2,614
		利益剰余金	**2,493**
		その他利益剰余金	2,493
		繰越利益剰余金	2,493
		新株予約権	**44**
		純資産合計	**9,753**
資産合計	**26,113**	**負債純資産合計**	**26,113**

損益計算書

2025年９月１日から
2026年８月31日まで

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**3,291**
売上総利益		**3,291**
販売費及び一般管理費		**835**
営業利益		**2,456**
営業外収益		
受取利息	20	
為替差益	4	25
営業外費用		
支払利息	372	
支払手数料	8	
雑損失	0	381
経常利益		**2,100**
税引前当期純利益		**2,100**
法人税、住民税及び事業税		1
法人税等調整額		△110
当期純利益		**2,209**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

プリモグローバルホールディングス株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本　知香
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　重義

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、プリモグローバルホールディングス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、プリモグローバルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

プリモグローバルホールディングス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本　知香
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　重義

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、プリモグローバルホールディングス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３） 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月26日

プリモグローバルホールディングス株式会社　監査等委員会

監査等委員　香田　拓　㊞

監査等委員　伊藤　章子　㊞

監査等委員　中西　純子　㊞

（注）監査等委員伊藤章子及び中西純子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会会場ご案内図

所在地

〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目14番10号

コートヤード・マリオット銀座東武ホテル
2階　「桜の間」



※ 駐車場の用意はございません。お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通機関のご案内

東京メトロ 日比谷線・都営地下鉄浅草線「東銀座」駅	A1出口より徒歩約3分
東京メトロ 日比谷線・銀座線「銀座」駅	A5出口より徒歩約5分
「JR新橋」駅	銀座口より徒歩約10分

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

電子提供措置の開始日2026年11月4日

第６回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定めております。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組み全般についての企画立案、実務を統括する。
(2)取締役、従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。
(3)内部通報制度を構築し、コンプライアンス違反行為の相談や通報をするための内部通報窓口を設置する。
(4)「内部監査規程」に基づき、代表取締役直轄組織の内部監査室が定期的に内部監査を実施し、全ての業務が、法令、定款及び社内規程に則って適正かつ妥当に行われているかを監査する。
(5)いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施する。
(6)監査等委員は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)当社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書(電磁的記録を含み、以下同様とする。)、並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書及び情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、各事業内容におけるリスクの適正な分析・評価・検討を行う。
(2)取締役会及び取締役は、業務執行に伴うリスクについて十分に調査・分析・検討を行い、迅速に改善措置を実施する。
(3)リスクの発生時においては、損害を最小限に抑えるため、対策本部を設置し、直ちに業務の

継続に関する施策を講じる。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(１)取締役会としての役割と責任権限を明確にするため「取締役会規程」を定め、当該規程に基づき取締役会を運営する。
(２)定例の取締役会を毎月１回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
(３)取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
(４)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」において、職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また、各規程は必要に応じて適宜見直しを図る。

5.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(１)当社グループとしてのガバナンス体制構築のため、子会社管理の担当部署と権限、担当役員を定める。
(２)「子会社管理規程」を定め、子会社管理の基本方針を明確にし、事前に承認・報告を受けるべき案件を明確に定める。
(３)当社は、必要に応じて当社グループ各社の内部統制活動を支援・指導する。
(４)当社グループ各社は、各事業部門が連携し、当社各部と情報共有を図りながら活動する。

6.監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(１)監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じる

7.監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(１)監査等委員の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査等委員の同意を要するものとする。

8.取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制
(１)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役又は使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、速やかに監査等委員に報告するものとし、それにより不利益を受けることはないものとする。

9.その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(１)監査等委員は、法令が定める権限を行使するとともに、「監査等委員会規程」「監査等委員監査規程」に従い、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役の職務執行について監査する。
(２)監査等委員は、取締役と適宜意見交換を実施するほか、内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換を行う。
(３)監査等委員は、必要に応じ、当社グループ各社の監査人・監事と会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施する。
(４)監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10.財務報告の信頼性を確保するための体制
(１)金融商品取引法等に基づく当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備をする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備及び運用状況について確認を実施しております。当事業年度に実施した当社グループ各社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。
1.取締役の業務の執行に関する取り組み
取締役会は、社長を議長とし、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行に対する迅速な意思決定を行っております。これらの取締役会における実効性を高めるため、社外取締役に積極的に意見を求めるようにしております。取締役会は計6名の取締役により構成され、性別を問わず、生産・販売・財務・経営管理等の経験・能力を有

する人財で構成することが重要であると考えております。これらの経験・能力を備えた者のほか、豊富な国際経験を備えた者を取締役として選任し、取締役会に必要なスキルをバランス良く備えております。また、常勤監査等委員は財務・会計に関する深い知見を有しております。より広い見地からの意思決定と客観的な業務執行の監督を行うため、監査等委員である取締役３名のうち２名を社外取締役としております。当事業年度におきましては取締役会を17回開催いたしました。

2.監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、原則として毎月１回開催されているほか、必要に応じて随時開催しております。当事業年度におきましては監査等委員会を15回開催いたしました。

監査等委員会は、監査等委員である取締役３名(うち、社外取締役は２名)で構成されております。全監査等委員による取締役会への出席の他、リスク・コンプライアンス委員会等をはじめとする重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程や職務執行状況を監査しています。

社外取締役である監査等委員は、重要な経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしております。

また、内部監査室より原則として毎月１回以上は内部監査業務に関する状況報告を受けており、意見交換を適宜行っております。会計監査人とは、原則として四半期毎に意見交換を適宜行っており、監査等委員会監査の効率性・実効性を高めるよう努めております。その他、監査等委員会は、代表取締役社長と必要に応じて意見交換を実施しており、全社的課題や監査上の重要課題等について情報共有・協議を行っております。

3.コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスに関わる事項の審議を行うため、代表取締役社長を委員長とし、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。なお、当事業年度は、当委員会を年４回開催しております。この他に、「内部通報窓口」「社外通報窓口」を制定しており、社内外に相談窓口を設けております。

4.リスク管理に関する取り組み

前述の「リスク・コンプライアンス委員会」にて業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転、その他必要な措置を事前に検討しております。

5.反社会的勢力に関する取り組み

当社は、「暴力団等反社会的勢力対応マニュアル」を定め、運用しております。新規取引先に対しては取引開始前に属性調査を必須とし、既存取引先についても年１回属性調査を実施しております。

連結持分変動計算書

2025年9月1日から
2026年8月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	合計	
2025年9月1日残高	100	6,860	6,278	4,813	18,052	18,052
当期利益			2,395		2,395	2,395
その他の包括利益				2,078	2,078	2,078
当期包括利益	－	－	2,395	2,078	4,474	4,474
株式報酬				35	35	35
剰余金の配当			△1,443		△1,443	△1,443
新株予約権の行使	127	127		△19	235	235
減資	△127	127			－	－
所有者との取引額等合計	－	254	△1,443	15	△1,173	△1,173
2026年8月31日残高	100	7,115	7,230	6,908	21,354	21,354

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際財務報告基準（以下、「ＩＦＲＳ会計基準」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、ＩＦＲＳ会計基準で求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　７社

主要な連結子会社の名称　プリモ・ジャパン株式会社
Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD.
Primo Diamond Taiwan Inc.　他４社

当社グループは、マレーシアでの事業を開始するために、当連結会計年度において新たに子会社Primo Diamond Malaysia Sdn. Bhd. を設立し、当該子会社を連結の範囲に含めております。

(3) 持分法の適用に関する事項

関連会社の数　１社

主要な関連会社の名称　Kuno Primo Co.,Ltd.

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD.	12月31日

上記の連結子会社については、連結計算書類の作成に当たり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 重要性がある会計方針に関する事項

①金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、以下の条件をともに満たすことから、全て償却原価で測定する金融資産に分類しております。当初認識時においては、金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。なお、通常の方法による金融資産の売買は、取引日において認識又は認識の中止を行っております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で測定しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(d) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失に基づき、損失評価引当金の認識を検討しております。

期末日時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品にかかる12ヶ月の予想信用損失に基づいて損失評価引当金の額を算定しております。一方で、期末日時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、常に当該金融商品にかかる全期間の予想信用損失に基づいて損失評価引当金の額を算定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、全期間の予想信用損失に基づいて損失評価引当金の額を算定しております。

②金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債を、全て償却原価で測定する金融負債に分類しております。当初認識時は公正価値から直接起因する取引コストを控除して測定しております。

(b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失は、連結損益計算書において純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

金融負債は、契約上の義務が消滅した時、すなわち、契約上の義務が免責、取消し、又は失効となった時に認識を中止しております。

③棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、主として個別法に基づいて算定し、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

また、棚卸資産の内訳は、主として商品（ダイヤモンドとプラチナによって構成されるブライダルジュエリー等）であります。

④有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用が含まれております。

有形固定資産は処分時点、もしくは使用又は処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物　　3～18年
・工具、器具備品　　3～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

⑤無形資産

無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。

無形資産は処分時点、もしくは使用又は処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、認識を中止しております。無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウエア　　5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。耐用年数を確定できない無形資産については、償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施し、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定し

ております。耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりであります。

・商標権

商標権は、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断しております。

⑥リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

当社グループが借手となるリースは、主として店舗運営に必要な建物及び建物附属設備などの不動産、店舗設備などの動産等であり、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、連結財政状態計算書において「使用権資産」に含めて表示しております。原資産の所有権がリース期間の終了時までに借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで定額法により減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、支払われていないリース料を借手の追加借入利子率を用いて現在価値に割り引いて測定し、連結財政状態計算書において「その他の金融負債」に含めて表示しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内に終了する短期リース及び原資産が少額である少額資産のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑦非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産については、各報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資

産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、少なくとも年１回減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度減損テストを行っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率にて現在価値に割り引いて算定しております。

減損テストにおいて個別に回収可能価額の見積りが不可能な資産は、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。のれん及び全社資産については、帰属する資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれん以外の資産については、各報告期間の末日において過年度に認識した減損損失の減少又は消滅している可能性を示す兆候の有無を判断しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却累計額又は償却累計額控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入れております。減損損失の戻入れは、直ちに純損益として認識しております。

⑧引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的義務又は推定的義務を負っており、当該義務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ、当該義務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合の引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは支払利息として認識しております。

⑨従業員給付

当社グループは、退職給付制度として、確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度の退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連する役務が提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払うべき現在の法的義務又は推定的義務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として計上しております。

⑩収益認識

当社グループは、次の５ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ１：契約の識別

ステップ２：履行義務の識別

ステップ３：取引価格の算定

ステップ４：履行義務への取引価格の配分

ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、「I-PRIMO」及び「LAZARE DIAMOND」等のブランド名で婚約指輪及び結婚指輪の販売を行っており、このような商品販売については、その引渡時点で商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

商品の販売においてアフターメンテナンスなどのサービスが別個の履行義務として識別された場合、取引価格を独立販売価格に基づき個々の商品及びサービスに配分しております。独立販売価格は、個々の商品及びサービスの通常の販売価格に基づいて算定しております。

顧客からの要請に応じたアフターサービスは、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、保証が必要と認められる期間にわたって収益を認識しております。

⑪法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税法及び税率に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

・のれんの当初認識から生じる一時差異

・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異

・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予見可能な期間内に一時差異が解消される可能性が高くない場合

繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている税法及び税率に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税法及び税率によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある

権利を有し、かつ、以下のいずれかの場合に相殺しております。
・法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
・異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

⑫外貨換算

a. 外貨建取引の換算

当社グループの各社の計算書類は、各社の機能通貨で作成しており、機能通貨以外の通貨での取引は取引日の為替相場を用いて換算しております。

外貨建貨幣性項目は期末日の為替相場、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は当該公正価値の測定日における為替相場、取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は取引日の為替相場によりそれぞれ換算しております。

換算又は決済によって生じる為替換算差額は、純損益として認識しております。

b. 在外営業活動体の換算

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産及び負債は、期末日の為替相場により日本円に換算しております。収益、費用及びキャッシュ・フローについては、為替相場に著しい変動がある場合を除き、平均為替レートを用いて日本円に換算しております。

在外営業活動体の計算書類の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識の上、その他の資本の構成要素として表示しております。在外営業活動体が処分された場合は、当該在外営業活動体に関連する累積為替換算差額は、処分した会計期間に純損益として認識されます。

⑬株式報酬

当社は持分決済型のストック・オプション制度を採用しております。

ストック・オプションは、付与日における公正価値を見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたストック・オプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデルを用いて算定しております。

また、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

2．重要な会計上の見積り及び判断に関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度 (2026年８月31日) 連結財政状態計算書計上額
棚卸資産	7,108百万円
有形固定資産	1,452百万円
のれん	17,843百万円
無形資産	11,794百万円
使用権資産	3,762百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、主として個別法に基づいて算定し、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。正味実現可能価額の算定については、見積売価、見積原価及び見積販売費用等の仮定や見積りのもとに実施されており、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、棚卸資産の評価に重要な修正を生じさせるリスクがあります。

② 有形固定資産、のれん、無形資産及び使用権資産

有形固定資産、のれん、無形資産及び使用権資産に係る減損テストは、回収可能価額の算定について、資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値算定上の仮定、又は使用価値算定のための資金生成単位の将来キャッシュ・フローの見積りや、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。使用価値は、見積り将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、経営陣によって承認された事業計画等を基礎としております。処分コスト控除後の公正価値

は、原則として、過去の実績等に基づく出店計画を含む経営陣により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積りを現在価値に割り引くことにより算定しており、将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、経営者によって承認された事業計画等を基礎としております。事業計画等の策定以降の期間において見積りを要する場合には、将来の不確実性を考慮しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度で認識した減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれており、その内訳は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
有形固定資産	31百万円
使用権資産	76百万円
合　　計	107百万円

減損損失を認識した店舗は12店舗であります。これらの減損損失は、店舗資産の収益性の低下等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。

３．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務等

当連結会計年度における担保差入資産の内訳は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (2026年８月31日)
棚卸資産	4,050百万円
合　　計	4,050百万円

当連結会計年度における担保差入資産に対応する負債の内訳は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (2026年８月31日)
１年以内返済予定の長期借入金	997百万円
長期借入金（１年以内返済予定を除く）	11,474百万円
合　　計	12,471百万円

(2) 資産から直接控除した損失評価引当金

過去の貸倒実績等を勘案した結果、信用リスクは限定的であると判断されるため、当連結会計年度において損失評価引当金は計上しておりません。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額　　3,977百万円

(4) コミットメント契約

当社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社三菱ＵＦＪ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社山陰合同銀行及び株式会社福岡銀行との間で運転資金を資金使途としたコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン	1,200百万円
うち、借入実行残高	－百万円
差引額	1,200百万円

(5) 財務制限条項

当社は、借入金に関して株式会社みずほ銀行等を貸付人とする金銭消費貸借契約を締結しており、当該契約において以下の財務制限条項が規定されております。当該条項に抵触した場合、当社は期限の利益を喪失し、借入先の要求に基づいて借入金を一括返済する可能性があります。主な財務制限条項の内容は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

① グロス・レバレッジ・レシオ

2025年８月期以降の各決算期末及び2026年２月期以降の各中間期末（いずれも直近12ヶ月）における借入人を頂点とする連結ベースでのグロス・レバレッジ・レシオ（有利子負債をEBITDAで除したもの）を5.00以下にすること

② 純資産維持

2025年８月期以降の各決算期末の借入人の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の決算期末における借入人の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の75％以上に維持すること

③ 利益維持

2025年８月期以降の各決算期末（直近12ヶ月）における借入人の連結ベースの営業利益が赤字となった場合、その直後の決算期末における借入人の連結ベースの営業利益が赤字となる状態を生じさせないこと

５．連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,982,203株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

	第２回A種新株予約権	第２回B種新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる新株予約権の数	265,442個	14,653個

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年10月27日取締役会	普通株式	利益剰余金	918	105	2025年8月31日	2025年11月28日
2026年４月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	524	60	2026年2月28日	2026年5月29日

② 配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは、以下のとおりです。

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年10月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	538	60	2026年8月31日	2026年11月27日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 財務上のリスク

当社グループは、事業活動を行う上で、さまざまな財務上のリスク（為替リスク、金利リスク、信用リスク及び流動性リスク等）に晒されております。当該リスクの回避及び低減のために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。財務経理部門は、財務上のリスク管理の状況について、適時当社の経営陣に報告しております。

また、当社グループの方針として、投機的なデリバティブは行わないこととしております。

② 信用リスク

当社グループの営業債権及びその他の債権、その他の金融資産は、顧客の信用リスク

(契約の相手方が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスク）に晒されております。

営業債権及びその他の債権は主にクレジットカード会社に対する債権、その他の金融資産は主に店舗の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金であり、信用リスクに関しては、当社グループの与信管理規程等に基づき管理しております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

③ 流動性リスク

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、適時に資金計画を作成、更新するなど常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達又は運用に関して適時な施策を講じるとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

また、金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っております。

④ 為替リスク

為替リスクは、当社グループ各社の機能通貨と異なる通貨による取引については為替リスクに晒されております。当該リスクに関しては、為替相場を常時モニタリングすることで管理しております。

⑤ 金利リスク

当社グループは、変動金利による借入を行っているため、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達又は運用に関して適時な施策を講じて管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額、公正価値及び差額については、次のとおりであります。以下の表に表示されているものを除き連結財政状態計算書計上額と公正価値は近似しております。

	連結財政状態計算書計上額（百万円）	公正価値（百万円）
① 敷金保証金（その他の金融資産）	1,356	1,172
資産計	1,356	1,172
② 借入金	13,803	13,742
負債合計	13,803	13,742

（注）公正価値の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）市場価格により測定した公正価値

レベル２：レベル１以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル３：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

① 敷金保証金（その他の金融資産）

敷金保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、これらの公正価値は、契約期間にわたる将来キャッシュ・フローを、国債利回りといった適切な指標で割り引いた現在価値に基づいて計算しております。敷金保証金の公正価値ヒエラルキーはレベル２に分類しております。

② 借入金

当社グループの借入金の公正価値は、類似した負債を当社グループが新たに借入れる場合に適用される利率を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより見積っています。借入金の公正価値ヒエラルキーはレベル２に分類しております。

7．収益認識に関する注記

（1）収益の分解

当社グループが営んでいる主な事業内容は「I-PRIMO」及び「LAZARE DIAMOND」等のブランド名で婚約指輪及び結婚指輪の販売とこれらに係るアフターメンテナンスの提供であり、履行義務の充足時点に応じて商品の販売とアフターメンテナンスの提供に区分されます。

商品の販売においてアフターメンテナンスなどのサービスが別個の履行義務として識別された場合、取引価格を独立販売価格に基づき個々の商品及びサービスに配分しております。

独立販売価格は、個々の商品及びサービスの通常の販売価格に基づいて算定しております。

商品販売については、その引渡時点で商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

顧客からの要請に応じたアフターサービスは、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、保証が必要と認められる期間にわたって収益を認識しております。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

なお、顧客との契約における対価は、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループは、顧客の所在地を基礎とした地域別に売上収益を以下のとおり分解しております。

	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
日本	20,234百万円
台湾	3,802百万円
中国本土	5,236百万円
その他	2,297百万円
合　　計	31,571百万円

(2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は次のとおりであります。なお、契約資産に該当するものはありません。

	当連結会計年度期首 (2025年９月１日)	当連結会計年度末 (2026年８月31日)
顧客との契約から生じた債権		
営業債権及びその他の債権	2,087	1,926
契約負債	3,602	4,041

(3) 残存履行義務に配分した履行価格

商品販売及びアフターメンテナンスサービスにおける残存履行義務に配分した収益（契約負債）の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年８月31日)
１年以内	3,967百万円
１年超２年以内	52百万円
２年超３年以内	21百万円
３年超	0百万円
合　　計	4,041百万円

なお、期首契約負債残高の内、当連結会計年度に認識した収益の金額は、3,590百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり親会社所有者帰属持分	2,372円47銭
(2) 基本的１株当たり当期利益	273円23銭
(3) 希薄化後１株当たり当期利益	259円00銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

2025年9月1日から
2026年8月31日まで

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2025年9月1日残高	100	4,373	2,487	6,860	1,727	1,727
当期変動額						
当期純利益					2,209	2,209
剰余金の配当					△1,443	△1,443
株式報酬						
新株予約権の行使	127	127		127		
減資	△127		127	127		
当期変動額合計	－	127	127	254	766	766
2026年8月31日残高	100	4,500	2,614	7,115	2,493	2,493

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
2025年9月1日残高	8,687	28	8,716
当期変動額			
当期純利益	2,209		2,209
剰余金の配当	△1,443		△1,443
株式報酬		35	35
新株予約権の行使	254	△19	235
減資	－		－
当期変動額合計	1,021	15	1,036
2026年8月31日残高	9,709	44	9,753

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

商標権　　20年

(3) 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に基づき費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、グループ会社からの受取配当金と経営指導料及び商標権使用料となります。

グループ会社からの受取配当金は、その効力発生日に計上しております。

グループ会社からの経営指導料及び商標権使用料は、下記の５ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する
ステップ２：契約における履行義務を識別する
ステップ３：取引価格を算定する
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ５：企業が履行義務を充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

経営指導料については、子会社に対して経営管理・指導を行うことを履行義務として識

別しております。当該履行義務は経過に連れて充足されるものであり、契約期間にわたって収益を計上しております。

商標権使用料については、当社のグループ会社に対して契約期間にわたり知的財産にアクセスできる権利を付与するものであり、グループ会社に対し、グループ会社の商号、事業ブランド及びその他の商品・サービス等の標章に当社のブランドを使用する許諾をする義務を負っております。当該履行義務は、ブランドを使用したグループ会社が収益を計上するにつれて充足されるものであることから、当社グループ会社の売上高に、一定の料率を乗じた金額を収益として認識しております。

いずれの取引の対価も履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

２．会計方針の変更等に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

４．会計上の見積りに関する注記

（無形固定資産の評価）

当社は、2026年８月31日現在、貸借対照表上、商標権7,532百万円を計上しております。当該商標権について減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。判定には割引前将来キャッシュ・フローの見積金額を用いており、減損損失の認識が必要とされた場合には減損損失の測定を行います。回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

なお、当事業年度において、商標権に係る減損の兆候がなかったため、商標権に係る減損損失は計上しておりません。

減損の兆候の把握、認識及び測定に当たっては事業計画や市場環境を考慮して慎重に検討しておりますが、その見積もりの前提となった条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度以降において減損損失が発生する可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保付き債務

① 担保に供している資産

当社は、当社の連結子会社であるプリモ・ジャパン株式会社の商品及び製品を担保に供しております。内容及び金額については、「連結注記表　4．連結財政状態計算書に関する注記（1）担保に供している資産及び担保に係る債務等」に記載しております。

② 担保付き債務

	当事業年度 (2026年８月31日)
１年内返済長期借入金	1,000百万円
長期借入金	11,531百万円
計	12,531百万円

（2）関係会社に対する金銭債権及び債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	26百万円
短期金銭債務	1百万円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3,291百万円
うち、配当金の受取	2,450百万円
うち、経営指導料及びロイヤリティ	841百万円
販売費及び一般管理費	121百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	20百万円
支払利息	2百万円

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前払費用	14百万円
関係会社株式	2,724百万円
税務上の繰越欠損金	260百万円
その他	23百万円
繰延税金資産小計	3,022百万円
評価性引当額	△2,724百万円
繰延税金資産合計	298百万円
繰延税金負債	
商標権	△2,668百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△2,668百万円
繰延税金負債の純額	△2,369百万円

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	プリモ・ジャパン株式会社	東京都中央区	100	ブライダルジュエリー事業	所有直接100%	役員3名	債務被保証	当社の銀行借入に対する債務被保証(注１)	12,531	－	－
							資金の貸付	資金の貸付(注２)	2,500	子会社短期貸付金	3,000
								利息の受取(注２)	20	未収収益	21
							株式の所有	配当金の受取	3,450	－	－
							子会社の管理	経営指導料(注３)	607	関係会社未収入金	121
								ロイヤリティ(注３)	127	関係会社未収入金	25

（注１）当社は、銀行借入に対して子会社であるプリモ・ジャパン株式会社より債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額には期末の借入金残高を記載しております。

（注２）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注３）取引条件については、役務提供の対価として交渉の上、決定しております。

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
役員	澤野直樹	当社代表取締役社長	(被所有)直接1.73	—	新株予約権（ストック・オプション）の権利行使(注2)	68	—	—
役員	藤江秀一	当社取締役	(被所有)直接0.63	—	新株予約権（ストック・オプション）の権利行使(注2)	39	—	—

（注１）取引金額には消費税等を含めておりません。

（注２）新株予約権の行使は、2024年６月５日に割り当てられた新株予約権の行使によるものです。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,080円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	252円07銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。